

広島市告示（東区）第60号

令和8年8月13日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年8月13日から同月27日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
県 道	府中祇園線	東区中山西二丁目684番地1 地先から 東区中山西二丁目682番地6 地先まで	令和8年8月13日